

7 情 個 第 5 号

令和7年5月22日

京丹後市教育委員会

教育長 松本 明彦 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 根 寛

答申書の交付について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和7年3月13日付け7諮問第1号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和7年2月6日付け6教育第1467号保有
個人情報開示処分（部分開示）に係る審査請求

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象とされた保有個人情報の一部を開示しないとした京丹後市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の決定は妥当と思慮されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第 2 不服申立ての経緯

- (1) 令和 2 年 8 月 24 日、市教育委員会は、京都府教育委員会の求めに応じ、「京丹後市立峰山中学校における指導に対する訴えについての報告」（以下「府への報告」という。）により、状況報告を行った。
- (2) 審査請求人は、京都府教育委員会に対して子の法定代理人として、府への報告書に係る個人情報開示請求をし、令和 3 年 8 月 30 日付京都府教育委員会による個人情報一部開示決定により、その一部が開示された個人情報を取得した。
- (3) 令和 6 年 12 月 19 日、審査請求人は、実施機関に対して府への報告書に係る個人情報開示請求を行った。
- (4) 令和 7 年 1 月 6 日、実施機関は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書を審査請求人に交付した。
- (5) 令和 7 年 2 月 6 日、実施機関は、請求内容に対する保有個人情報を部分開示とする保有個人情報開示決定通知書（6 教育第 1467 号）（以下「原処分」という。）を審査請求人に交付した。

第 3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- (1) 市教育委員会が開示とした部分には、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イに規定される「慣行として開示請求者（審査請求人）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（以下「慣行情報」という。）に該当する部分があり、当該部分を不開示とするのは不当である。

ア 審査請求の原因となった原処分に係る個人情報開示請求時に令和 3 年 8 月 30 日に京都府教育委員会から審査請求人の子の法定代理人として開示を受けた府への報告書を開示請求書に添付しており、京都府教育委員会から開示された部分の記載内容（以下「府開示部分」という。）を審査請求人が知っていること

を証明しており、府開示部分については慣行情報として、開示すべきである。

イ 審査請求人は、府開示部分を京都府による正式な手続きにより知ったのであるから、これは、偶然知ったのではなく、知ることが必然であったというべきものである。

ウ 個人情報保護法の逐条解説（新・個人情報保護法逐条解説 宇賀克也著 2021年12月25日 有斐閣発行。以下「個人情報保護法逐条解説」という。）548項には、「「慣行として」開示請求者が知ることができる情報とは（略）本人の親族に関する情報（開示請求者の子どもの氏名、年齢等）である。」との記載があり、府開示部分は、審査請求人の子の不登校事案に関する情報であって、親族に関する情報であるとともに、過去に審査請求人本人が市教育委員会と直接やり取りをした情報でもある。

(2) 府開示部分の内容は、市教育委員会が保有する他の公文書であって審査請求人が取得済みのものの内容からもその内容を判断することができる。

以上のことにより、府開示部分については審査請求人に開示されるべき情報であることから、原処分を取り消すべきである。

第4 処分庁による保有個人情報開示の一部を不開示とする決定に係る理由の説明

(1) 処分庁としては、府開示部分は、審査請求人が子の法定代理人として知ることとなった情報であり、京都府教育委員会による府開示部分に係る決定処分は、名宛人が審査請求人とは異なっていることから、当該部分が慣行情報に該当しないと判断したものである。

ア 個人情報保護法逐条解説 548項の解説は、事実上の慣習として親族が知ることができる氏名、年齢等の情報が慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当することを記載したものにすぎず、親族に関する情報がすべて慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当することを記載したものではないと判断している。

イ 個人情報保護法逐条解説において「「慣行として」とは、事実上の慣習としてという意味であり、慣習法として確立していることまで要しない。事実上の慣習といえるためには、偶然、同種の保有個人情報を本人が知ることができた例が存在したのみでは足りない。」とされており、審査請求人が子の法定代理人と

して府開示部分の内容を知ったのは個別的な事情に該当すると判断したものである。

- (2) 審査請求人が主張する他の公文書は、原処分に係る保有個人情報とは別の文書であり、その記載された文章も府開示部分とは異なるものであり、その記載内容から府開示部分の内容を具体的に認識することはできない。

以上のことにより、本審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

(1) 不服申し立てに係る主張及び事実の整理

審査請求人は、子の法定代理人として得た情報はすでに審査請求人が知っている情報であって、慣行情報に該当するものであり、また、子の保護者として市教育委員会に直接応対した自らの個人情報でもあることから開示すべきであると主張している。

一方、処分庁は、過去に法定代理人として得た情報は、あくまで子（と子の法定代理人）を名宛人として開示されたものであり、審査請求人本人に対し開示されたものではなく、また、保護者としての対応により知り得た子に関するすべての保有個人情報が審査請求人が知ることが予定されている情報には当たらず、当該情報を知ったのは個別的な事情に当たると主張している。また、個人情報保護法逐条解説の記載内容からも個人情報保護法第78条第1項第2号イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は、本人の家族の氏名、年齢、職業等の情報は通常慣行として開示請求者が知ることができる情報であると解釈していると弁明している。

他方で、府開示部分を知るに至った処分に係る個人情報開示請求は、令和3年度に行われたものであり、本審査請求の争点となっている不開示部分の個人情報の該当者である審査請求人の子は、当時未成年者であった。そのため、審査請求人は法定代理人として府開示部分を知るに至ったわけであるが、本審査請求に係る原処分が行われた令和7年2月6日時点では、当該子は、成人しており、審査請求人の親権に服する状態にない。この点について、過去に子の法定代理人として知り得た情報をもってして、子が成人し、すでに法定代理人としての地位にない状態にある現在において、開示請求者以外の第三者である子の情報を審

査請求人本人が行う保有個人情報開示請求において、開示することが妥当であるかを検討する必要があると思われる。

また、審査請求人、処分庁ともに個人情報保護法逐条解説を根拠として互いの主張を行っており、その詳細な範囲はともかく「慣行として」開示請求者が知ることができる情報を「本人の家族の氏名、年齢、職業等の情報は通常、慣行として開示請求者が知ることができる情報」（慣行情報）として解釈することは争いが無いところである。

(2) 不服申立て理由の検討

ア 処分庁による府開示部分を審査請求人本人の保有個人情報開示請求において不開示とした決定の妥当性について検討する。

(ア) 府開示部分に記載された個人情報は、審査請求人の子の不登校に関する情報である。審査請求人の主張によると当該情報として記載されたやり取りが行われた当時、審査請求人が市教育委員会と直接やり取りをしており、このやり取りに係る情報は、子の保有個人情報であると同時に審査請求人の保有個人情報でもあるとしている。主張の内容からそういった考えも理解はできるが、当該保有個人情報の内容から、あくまで当該保有個人情報の主体は審査請求人の子であると考えられる。府開示部分が開示されたのは令和３年度であり、当該子は審査請求人の親権に服する未成年者であったと察するが、本審査請求に係る原処分が行われた令和７年２月６日時点では、当該子は成人しており、審査請求人は当該子の法定代理人としての地位に無い。過去の経緯等があることは審査会としても十分認識するところではあるが、府開示部分は、親族とはいえ別人格である第三者の保有個人情報であって、「本人の家族の氏名、年齢、職業等の情報は通常、慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは言い難いと考えられ、かつ、プライバシーとして保護する必要性が高い情報が、本人の認識がない中で開示されるという状態は、審査請求人が府開示部分を京都府による正式な手続きにより知ったという経緯があるとしても、実施機関がなすべき保有個人情報の保護という観点から健全ではないと考えるところである。

(イ) また、府開示部分については、慣行情報として扱うべきであるかという判断については、前述のとおり当該部分は、プライバシーを保護する必要性が高い保有個人情報であると考えられることから、慣行情報として解釈される

範囲を逸脱するものであると考えるところである。

(ウ) 最後に、府開示部分に記載された内容について、審査請求人が市教育委員会とやり取りをした一連の事案の一部分を記録したものであると処分庁も認めるところであり、審査請求人の主張のとおり審査請求人の保有個人情報であるという主張も理解できるところではある。しかしながら、前述のとおりその保有個人情報の主体は審査請求人の子であると考えられ、その情報の性質を踏まえて、保有個人情報を知る権利と個人のプライバシーを保護する必要性とのバランスを比較したとき、よりセンシティブな判断が要求される方を優先した処分庁の判断は理解できるものである。

保有個人情報を知る権利が重要であることに疑いはないが、審査会としては、実施機関には、個人情報保護法により「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」が無いよう十分に配慮した保有個人情報の保護が求められていると考えるところである。

イ 以上のとおり、本件審査請求について、処分庁が決定した府開示部分を不開示とする決定は妥当である思慮されるため、本審査請求には理由がないとして、棄却すべきであると考えるところである。

第6 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年 3月13日	諮問書、審査請求書、弁明書及び反論書の受理
令和7年 4月11日	審議（第1回）
令和7年 4月23日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和7年 5月16日	審議（第3回） 答申の検討
令和7年 5月22日	答申